

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私の母がA町のB公民館で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。私の母は、高齢であり、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付方法、納付場所、納付金額等に関する具体的な記憶は無いが、納付すべき保険料を放置するはずがないと聞いており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降に未納期間は無く、家族全員の保険料を納付していたとする申立人の母親は、同居していた申立人の父親と同様に制度発足当初から60歳到達まで完納となっており、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月に払い出され、市町村名簿及び特殊台帳から、同年7月16日に申立期間直後の46年7月から48年3月までの21か月の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、当該手帳記号番号の払出及び保険料納付時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったにもかかわらず、申立期間の3か月のみ納付しなかったとは考え難く、当該保険料納付と併せて申立期間の国民年金保険料も納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から47年2月1日まで

A社には昭和46年8月1日に入社し、入社当初から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、就職する時はいつも社会保険に加入できる会社であることを確認していたので、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「前職を昭和46年7月末に退職した後、すぐにA社において勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を47年2月1日に取得したことが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された昭和46年11月*日の結婚式の写真にA社の申立期間当時の事業主が写っていることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日である47年2月1日以前から同社で勤務していたと認められる上、同社に係る被保険者資格を46年8月1日に喪失している申立人の前任者の「退職後、間を空けずに申立人に引き継ぎを行った。」旨の供述は、前述の申立人の主張と一致していることを併せて判断すると、申立人は、同年8月1日から同社で勤務していたことが

認められる。

また、前述の申立人の前任者は、退職時まで社会保険事務を担当しており、「A社では、社長の方針で入社後すぐに社会保険の加入手続と厚生年金保険料の控除を行っていた。」と供述している上、供述を得られた同僚6人中5人が、「同社の経営者は、しっかりした人で、入社後すぐに厚生年金保険に加入してもらっており、私は入社時から記録がある。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主の妻は、「会社は既に適用事業所ではない上、夫も亡くなっており、申立期間当時の資料は何も残っていないので不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

申立期間より前から勤務していた事業所を退職し、自営業であったことから、国民年金に加入した。昭和 59 年 4 月 1 日に国民年金をやめたことになっているが、国民年金保険料が納付できないほど金銭的に困ったことはなく、申立期間を通して国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 5 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で老齢厚生年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であったことから、当該時点から 60 年の年金制度の改正において新たに導入された基礎年金制度が施行される前の 61 年 3 月までの期間は任意加入対象者であり、国民年金被保険者資格の取得又は喪失は任意であるところ、申立人に係る市町村名簿によると、59 年 4 月 26 日の喪失申出による同年 4 月 1 日の被保険者資格喪失と記載されており、申立人と同様に国民年金に任意加入していた申立人の妻も申立人と同日に同被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失したものと考えられる。

2 申立期間②について、昭和 61 年 4 月の国民年金法の改正により、申立人及びその妻は第 1 号被保険者として強制加入対象者となるところ、申立人は、62 年 10 月 1 日に第 1 号被保険者資格取得手続きを行い、61 年 4 月までさかのぼって同被保険者となっていることが市町村名簿により確認でき、当該手続きを行った時点では、申立期間②の保険料を現年度納付することはできなかつたと考えられる上、同名簿によると、63 年 12 月 31 日に申立期

間②直後の61年10月から62年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付がなされた時点では、申立期間②に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

- 3 申立人又はその妻が、申立人に係る申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 363

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月及び同年2月
国民年金保険料納付記録を照会した結果、申立期間が未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

A町（現在は、B市）に住んでいるときに町役場から国民年金保険料を納付するよう連絡を受け納付したことははっきり覚えているが、同町への転居直前である申立期間については、B市に居住しており、加入及び納付手続についてははっきりと覚えていないものの、空白期間を作るようなことは無いと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和63年3月に婚姻し、B市からA町に転居した後の同年4月以降に、同町において払い出され、当該手帳記号番号の払出時点で同年3月までさかのぼって国民年金第3号被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後であることから、新たに国民年金の加入手続を行う必要があるものの、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶は曖昧であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間に係る保険料の納付について、具体的な記憶が無いことから、国民年金保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 2 月まで
申立期間は、公共職業安定所の紹介により A 社で勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び A 社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時は 3 か月の試用期間があり、試用期間中は社会保険関係を適用せず、当該期間経過後に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。」と供述している上、供述を得られた同僚も「申立期間当時は、数か月の試用期間があった。」と供述しており、申立期間において、申立人の同社での雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、A 社は、「申立期間当時、退職する際は 1 か月前には申し出てもらうようにしていた。」と供述しているところ、申立人は、昭和 63 年 3 月 1 日から B 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、同社への採用が決まった時期について、「A 社を退職する前の 1 か月の間に B 社の採用が決まった。」と回答していることを併せて判断すると、申立人は試用期間中又は試用期間経過後間もなく B 社への就職が決まっていたことから、A 社において、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続きが行われなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 12 月 19 日から 63 年 3 月 1 日までの期間、国民年金の被保険者であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付については、申請免除となっていることが確認できる上、53 年 8 月 26 日から 63 年 3 月 1 日までの期間、C 市において、

国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び社会保険事務を担当していた元事業主の妻は既に亡くなっている上、A社は、「申立期間当時の関連資料は、保存期間経過により廃棄している。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月末までの期間、A社で勤務していた。
A社での給与明細表は昭和 61 年 4 月から 62 年 4 月までの 13 か月分あり、健康保険及び厚生年金保険の保険料は 12 回給与から控除されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険の加入月数が 11 か月となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日までの 11 か月となっていることが確認できる。ところ、申立人は、「同社の給与明細表では、入社した 61 年 4 月から退職した 62 年 3 月までの期間の 12 か月分の厚生年金保険料が控除されていることから、同年 3 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録において、A社の離職日は、昭和 62 年 3 月 30 日であることが確認できる上、同社から提出された申立人の退職願には、同年 3 月 16 日付けで、「一身上の都合によって、来る昭和 62 年 3 月 30 日をもって退職いたしたく、ここにお願い申し上げます。」と記入されていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 14 条及び同法第 19 条には、同保険の被保険者資格喪失日及び被保険者期間について、「その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失し、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されていることから、前述の申立人に係る雇用保険の記録及び退職願を踏まえると申立人の被保険者資格喪失日は昭和

62年3月31日となり、同年3月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、A社は、「当社の保険料控除方法は翌月控除である。」と回答しているところ、申立人から提出された給与明細表を見ると、昭和61年4月から62年3月までの期間、厚生年金保険料の控除額の記載が確認できるが、同年4月の給与明細表には、同保険料の控除額の記載が無いことから、同年3月分の同保険料は控除されていないと考えられる。

以上のことから、申立人は、申立期間にA社における勤務実態があったとは認められず、同社は社会保険事務所（当時）に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 2 日から同年 9 月 10 日まで

申立期間①及び②について、私は、A事業所（現在は、B社）に昭和 30 年 5 月に入社し、37 年 6 月 30 日に退職したが、同事業所での年金記録は 30 年 8 月 1 日から 37 年 6 月 30 日までとなっている。また、申立期間③について、私は、C社（後にD社に名称変更。後年、解散。）に同年 7 月 2 日に入社したが、同社での年金記録は同年 9 月 10 日からとなっている。双方とも、勤務していた期間の記録が無いことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 30 年 4 月か同年 5 月にA事業所に入社したとする同僚が、「申立人の入社時期は、私の入社直後ごろであった。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 30 年 8 月 1 日となっており、このことに関して当該同僚は、「試用期間があったからではないか。」と供述している上、申立人がA事業所に正式採用されるに当たって作成したとみられる誓約書の日付は、同年 8 月 1 日となっており、これは申立人の同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同一であることから、同事業所は厚生年金保険の加入の取扱いについて、試用期間を設けていたものと考えられる。

また、B社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しを見ると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日

は、昭和 30 年 8 月 1 日であることが確認できる上、当該日付は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、A 事業所の申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、「昭和 37 年 6 月 30 日まで勤務した記憶があるので退職日は同日であり、同保険の資格喪失日は、翌日の同年 7 月 1 日となるはずである。」と主張している。

しかしながら、A 事業所における申立人の退職日を明確に覚えている同僚はおらず、また、申立期間②当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同事業所における昭和 37 年 6 月 30 日の勤務実態が確認できない。

さらに、B 社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しを見ると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 37 年 6 月 30 日であることが確認できる。

加えて、A 事業所の申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は C 社において、昭和 37 年 7 月 1 日から勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社も解散済みのため、D 社の代表清算人に、会社への入社と厚生年金保険への加入手続が当時どのような取扱いとなっていたかを確認したところ、「当時の資料からは、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況が見受けられる。」との供述が得られた。

また、前述の代表清算人から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しを見ると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 37 年 9 月 10 日であることが確認できる。

さらに、C 社の申立期間③当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。